

栗賀ゴルフ倶楽部規約

第一章 総則

第1条 本倶楽部は栗賀ゴルフ倶楽部（以下倶楽部という）と称する。

第2条 本倶楽部は株式会社サン・デベロッパー（以下会社という）が所有し経営するゴルフ場で、ゴルフを通じ会員相互の親睦をはかる健全な社交機関である。

第3条 本倶楽部の事務所は兵庫県神崎郡神河町のクラブハウス内に置く。

第二章 会員

第4条 倶楽部の会員は次の通りとする。

1. 特別会員

2. 正会員（法人会員・個人会員）

3. 準会員 イ、（個人平日会員、法人平日会員）
ロ、（婦人会員、家族会員）

4. ゴールド会員

当該年度中に満65歳以上（在籍10年以上）で贈与（3親等以内）の場合、所定名変料を支払いゴールド会員として残る事が出来る（全日メンバー扱い）。但し、倶楽部5大競技は不可。その他は参加可、H'P取得可。

5. 追加登録会員

イ、平成17年1月末日現在在籍の正会員権登録者1名に対し（開場30周年記念）平成17年4月15日までに申込みの正会員に限り、1名追加登録会員として登録する事が出来る。入会金預り証書は分権しない。

ロ、追加登録者は理事会の承認が必要。

ハ、追加登録会員は正会員に準ずる。（メンバーシップカードで登録確認する）

ニ、正会員権登録者が退会した場合又正会員より申し出のあった時は追加登録会員の資格を失う。

ホ、追加登録会員はゴールド会員への登録変更は出来ない。

第5条 特別会員は理事会に於て推薦する。

特別会員は入会金の預託を要せず。

本倶楽部は、特に貢献のあった会員を名誉会員とすることが出来る。

準会員（イ）は日曜、祭日を除く平日に限りコースと附帯施設を利用出来る。但し、倶楽部が定めた「日」は利用する事が出来又日曜、祭日、土曜についてもエントリー可能な場合は別途定めた料金でプレー可能とする。準会員（ロ）は、平日に限りコースと附帯施設を利用出来る。

会員は別に定める諸費用を納入するものとする。

第6条 本倶楽部の正会員及び準会員及びゴールド会員は入会申込書を提出し理事会の承認を得て所定の入会保証金並に登録料（但し、ゴールド会員は免除）を納入し登録した者とする。

第7条 入会金の額は理事会の承認を得て会社が別に定める。

第8条 入会金規定

1. 入会保証金は原則として利息をつけない。

2. 入会保証金は名義書換により会員になった者も含め入会の日から10年間据置くものとし10年経過後申し出のある時はこれを返還する。

3. 会員権から入会保証金のみを切り離して譲渡する事はできない。

4. 入会保証金返還請求を目的とした第三者に会員権を譲渡する事はできない。もし第三者に譲渡された場合、譲渡行為、譲受行為は会社との関係において無効でありこれを会社に対抗できないものとする。

5. 会員権を譲受けた者は、名義書換手続を経ることなく入会保証金返還請求をすることはできない。

6. 特に定める会員募集の場合は、入会保証金の返還は「2」項による事なく、随時これを行ない経過年数にこだわらないものとする。

7. 入会保証金は会社に対する一切の債務を保証するもので返還の時は当該会員の一切の債務を清算して残額を返還する。

第9条 会員は次の場合資格を失う。

1. 退会 死亡 除名 譲渡
2. 法人会員の母体法人が消滅したとき。

第10条 会員は次の各号に該当するとき理事会の決議によって、会員としての資格を一時停止又は除名されることがある。

1. 6ヶ月以上諸支払を滞納したとき。
2. 本規約その他理事会の定めた規定に違反したとき。
3. 本倶楽部の名誉を著しく傷つけ又は秩序をみだしたとき。
4. その他理事会に於て除名が至当と認められる行為があったとき。

第11条 正会員及び準会員は理事会の承認を得てその資格を譲渡し、名義変更をすることが出来る。但し、名義書替料は別に会社が定める。

第三章 役員

第12条 本倶楽部は次の役員を置く。

- | | |
|------|-------|
| 理事長 | 1名 |
| 副理事長 | 2名以内 |
| 理事 | 18名以内 |
| 監事 | 2名以内 |

但し、必要あるときは理事会の議を経て、名誉理事長、名誉会長及び顧問を置くことが出来る。

第13条 役員は特別会員及び正会員中より会社が委嘱する。

第14条 役員は、その任期を2年とする。但し、重任は妨げない。

第15条 理事は互選により理事長及び副理事長を選出する。

第16条 理事長は本倶楽部を代表し、理事会の議長となり、且つ会務を総括する。

1. 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故ある場合はその職務を代行する。
2. 監事は会務を監査する。

第17条 理事会は理事をもって構成し、理事長が必要に応じて招集する。

第18条 理事の半数以上の要請があるとき理事長は理事会を招集しなければならない。

第四章 管理

第19条 理事会は倶楽部の運営を円滑にするため、下記の事項を審議する。

1. 倶楽部運営に関する基本事項。
2. 前項に関する諸規則の制定、改廃。
3. その他必要事項。

第20条 理事会の決議は出席理事の過半数で決し賛否同数の場合は理事長が決定する。

第21条 名誉書記、名誉会計及びキャプテンは理事の中より理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

第22条 本倶楽部は必要に応じ各種の分科委員会を設け、理事会に於て委嘱した委員長及び委員によって運営する。その任期は2年とし重任は妨げない。

第23条 本倶楽部は会社が止むを得ない事情により全会員に入会保証金を返却した場合は解散することが出来る。

第五章 会計

第24条 本倶楽部の会計年度は5月1日より翌年の4月30日迄とする。

第25条 倶楽部の収入はすべて会社に帰属し、会社はこれをゴルフ場の運営維持及び施設の整備等にあてる。

第六章 附則

第26条 本規約に定めなき事項及び業務上必要なる細則は理事会の承認を得て会社が定める。

第27条 本規約の条項に疑義が生じたときは、理事会の決するところによる。

第28条 本規約の改廃は理事会の決議により会社の同意を必要とする。

この規約改定は平成25年9月1日施行する。